

ID: 230

担当部署: 都市整備課

|   |                     |                |       |
|---|---------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 駐車場の使用許可の取消し等       |                |       |
| <b>例規名<br/>根拠条項</b>   | 高根沢町営住宅管理条例 第59条第1項 |                |       |
| <b>例規番号</b>   | 平成9年条例第26号          |                |       |
| <p><b>【基準】</b></p> <p>第59条の規定による。<br/>(使用許可の取消)</p> <p>第59条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。</p> <p>(4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(5) 第55条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定については第40条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第59条第1項」と読み替えるものとする。</p> |                     |                |       |
| <b>備考</b>   |                     |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和7年3月27日           | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |